

別表（第3条、第4条、第7条第2項、第3項関係）

| 種別 | 種目 | 対象者 | 性能 | 基準額 | 耐用年数 |
|------------|-------|---|---|----------|------|
| 介護・訓練用支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）、原則として学齢児以上の方 | 背上げ、高さを個別に調整できる機能を有するもの | 154,000円 | 8年 |
| | 特殊マット | 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者。ただし、原則として3歳以上の者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | 19,600円 | 5年 |
| | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級の者、原則として学齢児以上の者。（常時介護を要する者に限る） | 尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | 67,000円 | 5年 |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る）ただし、原則として3歳以上の者 | 障がい者を端座位以外の姿勢（背仰臥位等）で入浴させるもの | 82,400円 | 5年 |
| | 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介 | 助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 15,000円 | 5年 |

| | | | | | |
|----------|-----------|---|---|----------|----|
| | | 助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 | | | |
| | 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし原則として3歳以上のもの | 介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く | 159,000円 | 5年 |
| | 訓練いす（児のみ） | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者（児） | 原則として付属のテーブルを付けるものとする | 33,100円 | 5年 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者（児） | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く | 90,000円 | 8年 |
| | 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 既存の和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く | 8,000円 | 8年 |
| | T字状・棒状のつえ | 平衡機能、下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | 3,000円 | 3年 |

| | | | | |
|-----------|--|---|--|----|
| 移動・移乗支援用具 | <p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。原則として3歳以上の者。</p> | <p>概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く</p> | 60,000円 | 8年 |
| 頭部保護帽 | <p>下肢又は体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）又は重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p> | <p>ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの</p> | <p>ア 12,160円 イ 36,750円</p> | 3年 |
| 特殊便器 | <p>上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）</p> | <p>温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</p> | 151,200円 | 8年 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------|---|---|---------|-----|
| | 火災警報器 | 障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500円 | 8年 |
| | 自動消火器 | 者(児)であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | 28,700円 | 8年 |
| | 電磁調理器 | 視覚障害2級以上の視覚障害者又は重度若しくは最重度の知的障害者。原則として18歳以上の者 | 視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの | 41,000円 | 6年 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの | 7,000円 | 10年 |
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児) | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 87,400円 | 10年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加湿器 | 腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500円 | 5年 |
| | ネブライザー(吸入器) | 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児) | 身体障害者(児)が容易に使用し得るもの | 36,000円 | 5年 |

| | | | | | |
|-------------|---------------|--|---|----------|------|
| | 電気式たん吸引器 | であって、必要と認められる者 | | 56,400円 | 5年 |
| | 酸素ボンベ運搬車(者のみ) | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者 | | 17,000円 | 10年 |
| | 盲人用体温計(音声式) | 視覚障害2級以上の視覚障害者(児)原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの | 9,000円 | 5年 |
| | 盲人用体重計(者のみ) | 視覚障害2級以上の視覚障害者。 | 視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの | 18,000円 | 5年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であつて、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの | 98,800円 | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | 上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児) | 障がい者が情報機器(パーソナルコンピューター)を使用するにあたり、障がいがあるゆえに必要な周辺機器やソフト等。障がい者が用際に使用し得るもの。 | 100,000円 | 1回のみ |
| | 点字ディスプレイ(者のみ) | 視覚障害及び聴覚障害の重複障害者(原則として資格障がい2級以上かつ聴覚障害2級以 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことので | 383,500円 | 6年 |

| | | | | |
|------------------------------|---|--|---------------------------------------|----|
| | 上) 又は視覚障害 1級以上で、点字 を習得しており、 就学、就労に必要 と認められる者。 | きるもの | | |
| 点字器 | 視覚障害の記載が ある者。 | 視覚障害者（児）が容易に使 用し得るもので次のとおり とする 標準型A 標準型B 携帯用A 携帯用B | 10,400円 6,600円 7,200円 1,650円 | 7年 |
| 点字タイプ ライター | 視覚障害2級以上 の者 | 視覚障害者（児）が容易に使 用し得るもの | 63,100円 | 5年 |
| 視覚障害者 用ポータブ ルレコーダ ー | 視覚障害者2級以 上の視覚障害者 （児）。ただし、 原則として学齢児 以上の者 | 障害者が容易に使用し得る もの。 録音再生機 盲人用テープレコーダー 再生専用機 | 85,000円 7,200円 1,650円 | 6年 |
| 視覚障害者 用活字文書 読上げ装置 | 視覚障害2級以上 の者。ただし、原 則として学齢児以 上の者 | 文字情報と同一紙面上に記 載された当該文字情報を暗 号化した情報を読み取り、音 声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障 害者（児）が容易に使用し得 るもの | 99,800円 | 6年 |
| 視覚障害者 用拡大読書 器 | 視覚に障害を有す る視覚障害者（児） であって、本装置 により文字等を読 | 画像入力装置を読みたいも の（印刷物等）の上に置くこ とで、簡単に拡大された画像 （文字等）をモニターに映し | 198,000円 | 8年 |

| | | | | |
|--------------|--|--|----------------------------------|----|
| | むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 出せるもの | | |
| 盲人用時計 | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 触読式 10,300円 音声式 13,300円 | 5年 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの | 71,000円 | 5年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害 | 88,900円 | 6年 |

| | | | | | |
|--------------|--|------------------------------|--|----------------------|-----|
| | | | 者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | | |
| 人工喉頭 | 音声言語機能障害の記載がある者で喉頭を摘出した者。ただし、医師の意見書等により、必要性が認められる者に限る。 | 笛式 | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの | 笛式 8,100円 | 4年 |
| | | 電動式 | 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 電動式 70,100円 | 5年 |
| 点字図書 | 視覚障害の記載がある者。 | | | | |
| 排泄管理 支援用具 | ストマ装具 | 直腸機能障害の記載がある者。ただし人工肛門増設者に限る。 | 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用し密封型、下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 | 蓄便袋 月額 8,900円 | 一ヶ月 |
| | | 直腸機能障害の記載がある者。ただし人工肛門増設者に限る。 | 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用し密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの | 蓄尿袋 月額 11,300円 | |

| | | | | |
|-------|---|------------------------|---------------|-----|
| 紙おむつ等 | <p>治療によって軽快の見込みのないストマの変形の為ストマ装具を装着できない者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。原則として3歳以上の者。</p> <p>直腸機能障害または膀胱機能障害の記載があるもので、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。原則として3歳以上の者。</p> <p>脳原性運動機能障害の記載がある者で、判定書により排尿（排便）の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要と認められる者。原則として3歳以上の者。</p> | 紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品 | 月額 12,000円 | 一ヶ月 |
|-------|---|------------------------|---------------|-----|

| | | | | |
|-----|--|-----------------------------------|--|------|
| 収尿器 | <p>下肢又は、体幹機能障害の記載がある者。ただし脊椎の損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）のため、収尿器を必要とするものに限る。</p> | <p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの</p> | <p>男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円</p> | 年に1回 |
|-----|--|-----------------------------------|--|------|